

町村週報

(町村の購読料は会費)
の中に含まれております)

2897号

毎週月曜日発行

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号：電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955

発行人 石田直裕：定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697

<http://www.zck.or.jp>

柳橋歌舞伎『白波五人男』の一場面 (筆者撮影)



も く じ

随 想	情 報	情 報	政 策	活 動	活 動
--------	--------	--------	--------	--------	--------

自由民主党地方創生実行統合本部(第4回会合)に藤原会長が出席……(2)	「国と地方の協議の場」に古口副会長が出席……(3)	「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」について 総務省自治財政局公営企業課 理事官 藤原 俊之……(7)	町村Navi……(11)	町村週報主要索引……(13)	太良町の森つくり……(15)
-------------------------------------	---------------------------	---	--------------	----------------	----------------

コラム

農村歌舞伎の楽しみ方

作新学院大学経営学部教授

橋立 達夫

私の研究室では例年、学生とともに地域活動を行ってきた。現在は福島県地域振興課からの委託を受け、「大学生の力を活用した集落復興支援事業」に取組んでいる。場所は福島県郡山市の東部、柳橋地区。人口800人ほどの農村集落だが、全国に50程しかない農村歌舞伎の伝統を持つ伝統芸能の里である。私たちは地域の課題や資源について住民の方々と語り合うワークショップを行い、将来の地域振興に向けての地域の可能性を引き出す活動をしている。

こうしたまちづくりワークショップを進める一方、9月14日の歌舞伎公演に向けて舞台や会場の設営をお手伝いしてきた。学生たちは一生懸命、会場設営や撤収のお手伝いをしたことで、地域の方々の信頼をいただけたようである。民泊させていただきながらのワークショップは順調に進んでいる。

江戸時代後期に始まったこの歌舞伎は、何回か途切れたが、その都度復活し、今日に至っている。幕府天領、交通の要衝、

良質の石材産地としての地域の力が、この伝統芸能を生み育ててきたといわれる。蔵庫には時価一千万円を上回る衣装が何枚もあり、一つ百万円以上ともいわれる簪も30ほど並んでいる。往時の経済力の大きさと地域の方々の大いなる誇りを感じるとともに、維持の困難さを思わざるを得ない。

さて初めて見た柳橋歌舞伎の公演は、本格的なもので驚いた。門外不出で、裏方を含めて地区の出身者しか舞台上に上げられないそうだが、役者はもちろん、義太夫や三味線など、見事な技である。地元の中学生在が正課として取組んだ『義経千本桜』もなかなかの演技で、延べ5時間の公演を堪能させていただいた。と同時に、観客のおおらかさにも驚いた。演技の山場でも車座で酒を酌み交わし、お弁当を食べて談笑しているグループがある。いつも人が立ったり座ったりしているので、舞台の写真がなかなか撮れない。私は少し腹を立てたが、やがてこれが農村歌舞伎の楽しみ方であると納得し、舞台に近づいておひねりを一つ投げた。

写真募集

表紙に掲載する写真を募集しています。採用者には、粗品を差し上げます。写真には撮影者の住所、氏名及び撮影場所・日時を明記して下さい。なお、採否は当方に一任願います。送り先：全国町村会・広報部

活 動

自由民主党地方創生実行統合本部 (第4回会合)に藤原会長が出席

地方六団体

自由民主党地方創生実行統合本部（本部長・河村建夫 衆議院議員）は10月17日に第4回会合を開催し、地方六団体との意見交換を行った。本会からは藤原会長（長野県町村会長・川上村長）が出席した。

これは、地方創生の推進にあたり、政府において「まち・ひと・しごと創生本部」が設置されたことを受け、自民党に設置された「地方創生実行統合本部」が、臨時国会においても

喫緊の課題として審議されている「地方創生」に真正面から取り組んでいる地方六団体と意見交換を行うために開催したもの。

会合に際し、冒頭に河村本部長から、「今日お越し頂いた地方六団体の皆様は、地方創生を実感として受け止めており、我々が今後進めていくこうとしている地方創生の施策を実際に受け止め、現実に対応していく立場からお話を伺うことで、これか

らやるべき方向を見出し、いきたいと考えているので、よろしくお願したい。」との挨拶があった。

その後、意見交換に入り、藤原会長からは、これまでも町村は厳しい財政状況の中、少子化対策や6次産業化など様々な工夫を凝らし取り組んできた。また、農村集落を維持するため、基幹的な集落を中心としたネットワーク作りを進め、生活機能の確保等の取り組みを推進してきたところである。それぞれの地域が抱える町村の課題は多様であり、それに対応する事業も様々であるため、国は各省縦割りの補助金ではなく、地方が主体的に取り組める包括的な交付金を創設するよう述べるとも

に、地方への移住の促進について、国による多様な求人に関する情報をはじめ、住居・教育・医療・福祉等の生活関連情報を一元的に発信し、移住希望者とマッチングするシステムの構築を訴えた。

次に農業について、本会が取りまとめた「農業・農村政策のあり方についての提言」を踏まえ、今必要なのは「都市の安定と農村の安心」という視点からの都市・農村共同社会の創造であるとし、そのためには「農業の発展」「農村の振興」「多面的機能の発揮」についてバランスよく実施されるよう、国と自治体の役割を明確にする必要があると発言。また、農村価値の創生が田園回帰を加速し、都市・農村共生社会の創造にもつながることから、農村価値の創生に必要な不可欠な転用許可権限の市町村への移譲を強く訴えた。

また、その後の質疑応答において、今までは農業構造改善など、国が提案した施策を地方が選ぶ形となっており、結果上手くいかないことも多かった。今回の地方創生は、国がやるべき施策と、地方独自の施策を作り、その地域に合わせた政策を展開していくことが必要ではないかと述べた。



▲冒頭に挨拶を行う河村部会長



▲意見陳述を行う藤原会長

活 動

地方六団体

「国と地方の協議の場」に古口副会長が出席

—「地方創生の推進」「平成27年度概算要求」
「地方分権改革の推進」について意見交換を行う—



▲安倍総理大臣（左から2人目）はじめ政府側代表

「国と地方の協議の場」（平成26年度第2回）が、10月21日、首相官邸で行われ、本会の古口副会長（栃木県町村会長・茂木町長）ほか、地方六団体代表が出席した。政府側からは、安倍内閣総理大臣、菅内閣官房長官（国と地方の協議の場議長）、高市総務大臣、石破内閣府特命担当大臣・地方創生担当大臣、甘利内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、御法川財務副大臣らが出席し、「地方創生の推進について」「平成27年度概算要求等について」「地方分権改革の推進について」協議を行った。

安倍内閣総理大臣からは、地方創生は内閣の最重要課題であり、地方に住み働き、豊かな人生を送りたいという国民の意欲を実現するため、地域の個性を尊重し支援するため、

これまでとは異次元の施策に取り組んでいく。また、元気で豊かな地方の創生には、地域の自主性を高める地方分権改革の推進が不可欠であり、農地関係をはじめ、提案募集方

式で自治体から多数の提案を頂いており、地方分権改革有識者会議での議論等を踏まえ、その実現に向けて最大限に取り組んでいくので、宜しくお願いするとの挨拶があった。

これを受けて、地方六団体を代表して山田全国知事会長から、人口減少・少子化や東京一極集中の問題は地方だけでは解決できない構造的な問題のため、政府として思い切った対策を講じて頂き、それが地方の頑張りと連携する中で地方創生が成ることを期待していると述べるとともに、円安による原油・飼料等の高騰により、地方の中小企業等の地場産業が苦しんでいるため、迅速な経済対策を行うことで、地域間格差を是正するよう要請した。

その後、テーマ毎に議事に入り、「地方創生の推進」「地方分権改革の推進」について石破地方創生担当大臣から資料説明があり、その際、地方創生の推進について、「まち・ひと・しごと創生本部」において年内に「長期ビジョン」及び「総合戦略」の取りまとめを行うので、都道府県及び市町村においては、平成27年度中には地方版の総合戦略を策定するよう要請があった。また、農地転用事務について、地方の要望は承知しており、地方分権改革有識者会議の農地・

活 動



▲本会からは古口副会長が出席 (右)

農村部会において、農地確保のあり方とともに、転用事務の実施主体のあり方について、地方団体、農林水産省からヒアリングを行う等議論を詰めているところであるとの発言があった。

その後、「平成27年度予算概算要求」も含めた意見交換が行われ、古口会長代行からは、町村が地方創生に取り組むにあたり、地方の財政基盤の強化を図ることが必要不可欠であり、償却資産に対する固定資産税、及びゴルフ場利用税について現行制度を堅持するとともに、国においては、各省縦割りの補助金ではなく、地方が主体的に取り組める包括的な交付金を創設するよう要請した。ま

た、農地転用許可にかかる市町村への権限移譲について、本来、土地利用行政はまちづくりを担う市町村が総合的にを行い、地域における最適な土地利用の実現を図るべきものであり、町村としても必要な農地を守っていくという基本姿勢は国と共有すべきものと考えていると述べ、その実現を訴えた。

御法川財務副大臣からは、平成27年度の地方財政概算について、経済再生の進捗状況や、地方消費税の引き上げによる地方歳入の充実なども踏まえつつ考えていく必要があり、予算編成の過程において検討していきたいとの発言があった。

高市総務大臣からは、平成27年度の地方一般財源総額について、26年度の地財計画を下回らないよう、社会保障等の増額分も含めて、実質的に確保したいと述べるとともに、地方交付税について、法定率の引き上げも含めて、概算要求、事項要求を行っており、厳しい状況ではあるが、今後積極的に議論していくとの発言があった。

最後に、本日の議論を受けて、管内閣官房長官から、本日頂いた意見をしっかりと受け止め、政府として着実に取り組んでいきたいとの発言があった。

参考 地方六団体提出資料

地方創生の推進に向けて

人口減少時代を迎え、すでに多くの地方において、若年人口の減少により地域経済の活力が奪われ、人口流出に拍車がかかる悪循環に陥っている。地方の活力の低下は、東京圏も含めた国全体の活力を著しく衰退させてしまうものであり、今こそこうした流れに歯止めをかけ、我が国の抱える構造的問題を抜本的に改革していかなければ手遅れになる。

人口減少社会の諸問題を克服し、東京圏の過密を防ぎ地方への人の流れを新たに作り出すためには、国と地方が連携・協力の下、あらゆる政策を総動員して効果的な対策を強力に展開していく必要がある。我々地方は、これまでも住民生活を支えるために懸命な取組を行っているところであるが、今後さらに全力でこの課題解決に取り組む覚悟である。政府においても「まち・ひと・しごと創生本部」を設置され、地方の創生と人口減少の克服に向けた検討を政府一丸となって進められているが、地方の抱える課題は、その要因や条件が地域ごとに大きく異なることから、各省の縦割りや全国一律の政策ではなく、地方の責任の下で、自主性・主体性が発揮できる仕組みが不可欠である。地方の目標に立った真に実効性を伴った個性あふれる地方創生が推進されるよう、次の措置を講じて頂きたい。

少子化対策の抜本的な強化等

- 人口減少を克服するラストチャンスと捉え、少子化対策を国家的課題と位置付け、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるよう、国と地方が総力を挙げて抜本強化に取り組む必要がある。
- 結婚・出産・子育てといったライフステージに応じた多様な施策を、地域の実情に応じて強力に展開できる自由度の高い仕組みを構築すること。
- 若い年代から安心して子どもを産み育てることができるよう、地域の高齢者や企業等による子育て支援の充実や高齢世帯から子・孫世帯への資産移転の促進など、世代間の支え合いの仕組みを構築すること。
- 既に多くの地方自治体が実施している乳幼児医療費助成について、国の制度とすること。
- 多子世帯に対して、福祉・教育・住宅などについて、思い切った公的支援を実施すること。
- ワーク・ライフ・バランスの取組や就業継続支援等を充実し、女性の活躍を強力に支援すること。

東京圏への一極集中を是正し、地方の活力を取り戻す仕組みづくり

- 東京圏への過度の人口集中を防ぎ、地方への新しいひとの流れをつくり、地方と都市がそれぞれの特徴を活かしながら共に発展する成熟国家にふさわしい社会システムを構築する必要がある。
- 地方への移住・定住の促進を図るため、移住・定住情報をワンストップで提供し、希望者を手厚くサポートする仕組みを創設すること。
- 地方大学の活性化策を強化し、地方における多様な人材の確保と若者の地方からの流出抑制を図ること。
- 企業の本社機能や政府機関等の地方への移転を促進すること。
- 田園回帰の動きを加速させるとともに、食料生産や国土保全等、農山漁村が有する価値を高めるための様々な政策を実施すること。
- 都市と農山漁村の交流を促進すること。
- 地方都市や町村が相互に役割をシエアし、圏域としての都市機能の維持向上を図りつつ、同時に周辺地域の過疎対策等にも十分配慮し、地方の特色を最大限活用した地域連携の支援を実施すること。

地域経済の活性化

- それぞれの地域に暮らし続けることができるよう、地方に「しごと」をつくり、安心して働ける環境整備に強力に取り組む、持続可能な地域社会を構築する必要がある。
- 地方が行う企業誘致制度に対する支援策の強化、地方で起業を促進する環境づくり、テレワークやサテライトワークなどの新たなビジネスモデルの支援を積極的に実施すること。
- 地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者や農林水産業に対し、経営基盤強化や事業承継・担い手対策などを促進するための支援策を強化すること。
- 地方産品の輸出拡大、海外における観光プロモーション、地域の先端的研究開発の支援などにより、地域産業の競争力強化を図ること。

安心・安全な暮らしを守る基盤づくり

- 人口減少社会にあっても、地域の活力低下を防ぎ、住民の安心・安全な暮らしを持続可能なものとしていくためには、地域医療の確保、集落対策、生活交通対策、災害対策など幅広い実効性ある対策を切れ目なく講じていく必要がある。
- 小さくても地域の生活を維持するための拠点及びネットワークの整備を推進すること。
- 生活の利便性の向上、地域資源を活かした産業の振興の観点等から、ICTの活用等の推進を図ること。
- 利便性の高い地域交通インフラの維持・向上を図ること。

活 動

地方意見の反映と情報提供

人口減少社会における課題は地域ごとに大きく異なり、これまでのように画一的な施策では解決できない。その処方箋を最もよく知っているのは地方であり、地方との意見交換を十分行う必要がある。

○ 国の長期ビジョンや総合戦略の策定に当たっては、地方との意見交換を密にし、それらに反映すること。また、人口動向や将来推計等について積極的に地方に情報提供すること。

たゆみなき地方分権の実現と
大胆な法令・制度等の見直し

人口減少社会においては、地方の自立なくして持続可能な社会は実現しないことから、一層の地方分権を進める必要がある。一方で、国は地方の実情を踏まえ、税制をはじめ大胆な構造変革を推進していく必要がある。

○ 農地転用許可をはじめ、地方が創意工夫により施策を推進する上で支障となる法令や制度等について、地方の意見を踏まえて柔軟に見直すなど、地方分権を一層推進すること。

○ 人口減少対策等に資する税制措置については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みを幅広く検討すること。

○ 特に、①東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業に対する税制優遇措置、②新たな結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度等について、平成27年度税制改正において実現する方向で検討すること。

地方が自立して地方創生・人口減少対策を
実現できる財源の確保

地方が責任をもち自立して地方創生・人口減少対策を実現できるよう財源を確保していく必要がある。

○ 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を継続的に大胆な規模で設けること。

○ この交付金は、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、起業や中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化、都市と農山漁村の交流促進など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できるようにすること。

○ 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方政策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

平成27年度予算概算要求等について

政府のデフレ脱却と経済再生に向けた取組により明るさを取り戻しつつあった日本経済だが、先般発表された4～6月期の実質GDP2次速報値は前期比年率換算で7・1%の減少となるなど、景気の先行きに不透明感が強まっている。さらに急速な円安の進行は、地域を支え内需の中核をなす地域の中小企業の経営に多大な影響を与えており、地域経済はますます予断を許さない状況になりつつある。

今後、国と地方が連携・協力して、円安対策も含め地域における内需振興や投資・消費、雇用の拡大に向けて強力な地域経済対策を講じ、早急に取り組まなければ、アベノミクス効果を地域の隅々にまで行きわたらせ地方創生を実現することは到底おぼつかない。こうした現下の状況を十分に踏まえ、以下の措置を講じて頂きたい。

地方一般財源・地方交付税の総額確保

○ 地域経済の先行き不透明感を払拭し、アベノミクス効果を日本の津々浦々にまで及ぼすために、平成27年度において安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を確保すること。

○ 特に社会保障費の自然増や少子化対策への対応、地域経済・雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別枠及びそれに伴う国の別枠加算も含め地方財政計画に必要な歳出を確実に計上すること。

○ 既往債の償還等により今後も累増することが懸念される臨時財政対策債について、その発行額を極力抑制するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直し等を行うこと。

法人実効税率の見直し

○ 約6割が地方団体の財源となっている法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えるため、法人実効税率の引下げを行う場合は、地方の歳入に影響を与えることのないよう、恒久減税には恒久財源を確保すること。

○ 代替税財源については、消費税及び地方消費税の引上げが予定されている状況を踏まえ、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民の理解を得ることが困難であり現実的措置でないため、「法人課税の中で税収中立」を前提とする。また、「法人事業税の外形標準課税は、公益性の原則から拡大していく方向で検討することが望ましいが、その際は、既に導入されている資本金1億円超の法人の検討を優先し、中小法人への拡大については慎重に検討すること。

地方税源の確保等

○ 増大する社会保障費に対応するため、円安対策

など早急に地域経済状況の好転を図り、消費税及び地方消費税の10%への引上げを行うとともに、それに併せて税源偏在是正策を講ずるなど税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

○ 消費税の軽減税率については、地方消費税や地方交付税原資が減少し、地方の社会保障財源に影響を与えるため代替財源が必要となること、対象品目の線引きや区分経理の方式など検討を要する課題が多岐にわたること等から、時期も含めその導入については慎重に検討すること。

○ 消費税率引上げの動向により、仮に、臨時福祉給付金のように課税状況を基準にして給付措置を実施する場合は、支給者が支給審査のために課税情報を円滑に活用できるよう必要な立法措置を講ずること。

○ 平成27年度税制改正における自動車取得税の廃止については、他の車体課税に係る措置と併せて講ずることとされていることを踏まえ、都道府県及び市町村に減収が生ずることのないよう、地方団体の意見を十分踏まえて安定的な代替税財源の確保を同時に図ること。

○ 償却資産に対する固定資産税については、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わず、現行制度を堅持すること。

○ 地球温暖化対策のための税については、使途を森林吸収源対策にも拡大するとともに、その一部を地方の役割等に充てた税財源として確保することなど、地球温暖化対策及び森林吸収源対策に関して地方団体が果たす役割を適切に反映した地方税財源の充実・強化のための新たな仕組みを速やかに構築すること。

○ ゴルフ場利用税については、所在地の行政需要に対応する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

○ 平成27年度で期限切れとなる公営競技納付金制度については、公営競技施行団体の経営状況にも配慮しつつ、延長を図ること。

地方創生の推進

○ 地方の創意工夫を最大限に活かす観点から、各省の細かい補助金の寄せ集めではなく、地方が自立して資金を効果的に活用できる包括的な交付金「まち・ひと・しごと創生推進交付金（仮称）」等を継続的に大胆な規模で設けること。

○ この交付金は、目標管理するなど地方の責任において、少子化対策、起業や中小企業支援、企業立地等による雇用の場の確保、農林水産業の振興、地方大学の活性化、都市と農山漁村の交流促進など地方創生・人口減少の克服のための幅広いソフト事業等に活用できるようにすること。

○ 上記に加え、地域の実情に応じたきめ細かな施策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方政策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

策を可能とする観点から、地方創生・人口減少の克服のための地方政策を拡充・強化する歳出を地方財政計画に計上し、地方交付税を充実すること。

○ 人口減少対策等に資する税制措置については、地方への人の流れをつくる制度、子どもが多いほど有利になる制度、子育て等に伴う経済的負担の軽減に資する制度の創設など、これまでにない新たな仕組みを幅広く検討すること。

○ 特に、①東京圏から地方へ本社等の移転等を行う企業に対する税制優遇措置、②新たな結婚資金や子育て資金を対象とした恒久的な贈与税の非課税制度等について、平成27年度税制改正において実現する方向で検討すること。

○ ふるさと納税制度については、その積極的な活用により、地域活性化や人口減少対策などに資する効果も期待されることから、住民税の持つ負担の性格にも配慮しつつ、控除額の上限と手続きの簡素化について検討すること。なお、各地方団体にあっては、ふるさと納税制度本来の趣旨等を踏まえて、寄附に対する謝礼としての特典の提供については、節度ある運用がなされることが求められる。

国民健康保険制度の財政基盤の強化

○ 国民健康保険の財政上の構造問題の解決を図るため、消費税引上げにより保険者への財政支援の拡充1、700億円を早急かつ確実に実施するとともに、更なる公費投入により財政基盤強化を図るため、後期高齢者支援金への全面総額割を導入することにより生じる財源を国民健康保険の支援に優先的に活用すること。

公務員の給与と制度の総合的見直しへの対応

今年度の人事院勧告では、国家公務員給与に地域の賃金をより一層反映させるなど、俸給水準を引き下げる方向等が示された。

この勧告により、地方と都市部の公務員給与水準の格差拡大が生じるばかりでなく、特に地方においては、公務員給与に準拠した賃金を支給している事業所等が多いことも踏まえること、結果として、官民を通じて地域間格差が拡大することとなりかねない。また、国が示している地域手当の基準は隣接市町村で大きな格差が生じ、通勤実態など地域の実情にそぐわず、人材確保の観点からの懸念も指摘されている。

こうした問題を踏まえ、政府においては、「まち・ひと・しごと創生本部」の下、アベノミクス効果の地方への波及を図るとともに、人口減少、超高齢社会の克服に取り組み、地方と都市部の格差が一層拡大することがないよう適切な措置を講ずること。

東日本大震災からの復興・復興への対応

○ 東日本大震災からの復興事業が遅滞すること

活 動

地方分権改革の推進について

地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服するため、国を挙げた「まち・ひと・しごと創生」の取り組みがスタートした。政府は、地方自治体等が主体的に取り組むことを基本とし、その活気あふれる発意をくみ上げることが重要としている。安倍内閣のもと、地方分権改革が「提案募集方式」の導入など新たなステージに入ったことはまさに時宜を得ており、具体的な結果を残さなければならぬ。地域が直面する課題について、地域自らが自主的・自立的な取り組みを行うことができれば、地方への事務権限の移譲、「従うべき基準」の参酌すべき基準化を含めた義務付け、枠付けの見直しを実現する必要がある。このため、特に、以下の取組を進めるべきである。

農地制度の見直しについて

地方に「しごと」を生み出し、「まち」に「ひと」が住み、希望を持ち続けることができるようにするためには、農業の再生と、総合的なまちづくりの両立を実現する必要がある。

このため、真に守るべき農地を確保しつつ、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた土地利用を実現する観点から、「まち・ひと・しごと創生」のための地方分権改革の最重要課題として農地制度のあり方を見直す必要があり、具体的には、以下の見直しを行うべきである。

一 農地の総量確保の目標については、市町村が主体的に設定した目標の積み上げを基本とし、国、都道府県及び市町村が議論を尽くした上で設定し、それぞれが責任をもつて目標達成のための施策に取り組むこととする。これにより、農地確保の責任を国と地方が共有し、農地の総量確保の仕組みの実効性を確保する(マクロ管理の充実)。

一 これを前提として、個別の農地転用許可等(ミクロ管理)については、大臣許可・協議等に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けることも総合的なまちづくりに支障をきたしていることから、基準の明確化等の措置を講じた上で、大臣許可・協議を廃止し、市町村に移譲する。

○ 平成27年度末に集中復興期間の期限を迎えることから、平成28年度以降の復旧・復興事業が円滑に実施できるよう、特例的支援の継続等の方針を早期に示すとともに、復興が完了するまでの間、万全の財政措置を講ずること。

○ 復旧・復興の加速化を図るため、被災地における工事の人材不足及び資材不足による入札不調が相次いでいることから、国は、その適切な対応策を早急に講ずること。

提案募集方式等について

初年度の取り組みがスタートした提案募集方式については、個々の地方公共団体からの意見を広く取り上げ、改革を着実に推進するシステムとして評価するものである。現に、募集に応じて、土地利用等の事務・権限の移譲、福祉施設に係る「従うべき基準」の見直しをはじめとして、953件にのぼる積極的な提案が提出され、まさに意欲と知恵がある地方からの具体的な提案となっている。しかしながら、各府県の第一次回答で提案内容を実施するとされたものはわずか6件に過ぎない。このように各府省が、地方が失望する対応を取り続けることは、いたずらに徒労感だけを残し、地方の自立への意欲を削ぎ、国全体の活性化に大きな支障となる。

地方からの提案を真摯に受け止め、地方分権改革推進本部長の安倍総理のもとで、各大臣のリーダーシップにより、実現に向けた取り組みを積極的に進め、提案募集方式の初年度の結果がさらなる地方の意欲を引き出すものになるようにするべきである。また、同じく新たに導入された手法である「手挙げ方式」についても、地方の意欲及び個性を尊重し、全国どこでも同じ枠にはめるのではなく、それぞれ地域の域にあった、言わばオーダーメイドの施策の実施に資する手法となるよう、政府として積極的に活用するべきである。

その他

今後、第4次一括法による事務・権限の移譲等を円滑に進めるため、地方の意見を十分に反映して、財源措置、移譲等のスケジュール、研修の実施、マニュアルの整備等について、具体的な検討と調整を確実に進められたい。

全国町村等職員の自動車共済 + 上乗せ 車両共済(保険)

のご加入がオススメです!

この車両共済(保険)は、町村生協の自動車共済で補償する対人賠償、対物賠償、限定搭乗者傷害等に加え「ご自身のおクルマの補償(車両保険)」を追加する制度です。

お車が衝突した場合や台風・いたずら・盗難など偶然な事故で損害を被ったときに共済(保険)金をお支払いします。

町村生協の自動車共済にご加入の皆様なら!

- 無事故による割引で新規から **42%(保険料)割引**
- 無事故の場合、ノンフリート等級9等級からスタートします。
- 集団扱年一括払いによる割引で更に **5%割引**
- 保険料分割払(12回)も選択可能です。
- 保険料分割払をご利用の場合は上記の集団扱年一括払いの5%割引の適用はありません。

このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店(千里)または損保ジャパン日本興亜の営業店にお問い合わせください。

※この車両共済(保険)をご契約いただける方は、全国町村職員生活協同組合の自動車共済に加入されている方に限ります。

お見積りのご請求・お申し込み・お問い合わせなどは、下記までご連絡ください。

株式会社 千里
(取扱代理店)

<http://www.chisato-ag.co.jp>

●フリーダイヤル
●FAX

0120-731-087 (受付時間 月～金 9:30～17:00)

03-3519-7325

お電話の際には、車検証をお手元にご用意ください

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-32 全国町村会館西館内

●「車両共済(保険)制度」は、全国町村職員生活協同組合と損害保険ジャパン日本興亜株式会社とが集団契約を締結し、実施しているものです。

●集団扱としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパン日本興亜株式会社の定める条件を満たす場合のみとなります。

詳細については、取扱代理店(千里)または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。〔車両保険引受保険会社〕損害保険ジャパン日本興亜株式会社団体・公務開発部第3課 03-3593-6456

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は損保ジャパンと日本興亜損保が2014年9月1日に合併し誕生した会社です

[SJNK14-09042(2014.9.25作成)]

政 策

政策解説

「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」について

総務省自治財政局公営企業課 理事官 藤原 俊之

はじめに

総務省では、平成26年8月29日、「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」(以下「ロードマップ」という。)を執務上の参考資料として地方公共団体に対して送付した。

このロードマップは、来年1月を目途に予定している公営企業会計の適用に関する要請に先立ち、現時点における総務省の今後の取組の考え方を取りまとめたものであり、また、昨年度、総務省で開催した「地方公営企業法の適用に関する研究会」報告書における「財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後のロードマップを早急に示すべきである」との内容を受けてのものである(なお、当該報告書の解説については、町村週報2880号(平成26年5月26日)を参照のこと)。

そこで、本稿では、公営企業会計の適用の現状・意義等を確認した上で、ロードマップの概要について解説することとした。なお、文中意見に関する部分は筆者の私見であること

を申し添える。

地方公営企業の現状

地方公営企業法は、すべての公営企業に当然に適用されるわけではなく、①組織や職員の取扱いを含めて企業的な経営体制を整える必要性が特に高い典型的な7つの事業(水道事業、交通事業など)について当然に法律の規定を全部適用することを定め、次に、②財務面で企業会計方式を採用する必要性が特に高い病院事業について当然に財務規定等を適用することを定めている。さらに、③それ以外の事業について、各地方公共団体の判断で法の全部又は一部(財務)に関する規定を適用することができるという構成をとっている。

ここで平成25年度末現在の公営企業の現状を見ると、事業数は8、703を数え、下水道事業が41・8%、簡易水道事業を含む水道事業が24・3%を占めている。また、地方公営企業法を適用している事業数及びその割合では、3、033事業、34・9%となっている。見方を変えれば、公営企業全体の約2/3が法非適用事業であり、公営企業会計を適用していないということになる。

公営企業会計適用が必要となる背景・意義

今般、総務省においては、地方公営企業法の財務規定等の適用拡大つまり、公営企業会計の適用拡大を円滑に進めるべく、ロードマップを提示したところであるが、その背景・意義について考えてみたい。

(背景)

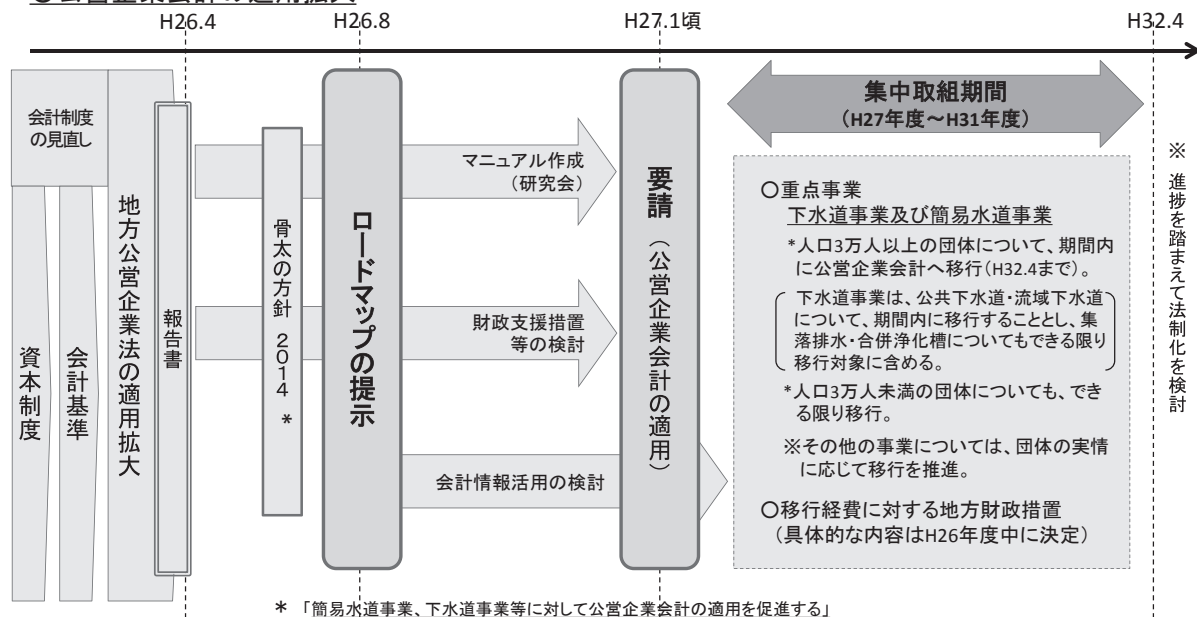
日本の総人口は、日本創成会議・人口減少問題検討分科会の提言、「ストップ少子化・地方元気戦略」(平成26年5月8日)でも示されているように、今後、長期的に急激に減少する局面にあり、年少人口割合、生産年齢人口割合の大幅な減少、老年人口割合の大幅な増加が見込まれているところである。

また、戦後の復興期や高度経済成長期に社会資本の整備が集中的に行われた結果、公営企業は多大な資産を保有しているが、こうした施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の維持・更新に係る経費が急増することが見込まれる。

加えて、料金収入に関しては、施設の普及率が進んだこと、需要が減り始めていること等から減少傾向にあり、今後も多くの事業において同様の傾向が続くものと思われる。ま

参考 公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ

○公営企業会計の適用拡大



○地方公会計の整備促進



た、施設の維持更新に關しても、基本的にその投資で料金収入が増えるものではない。

(意義)

以上のような、厳しい経営環境の中にあっても、公営企業は住民生活や地域の発展に必要な不可欠なサービスを持続的に提供していくことが求められる。公営企業を取り巻く環境の変化に伴い、普及・拡大が求められていた時代から、経営資源を効率的・効果的に管理・活用する事業経営が求められる時代に切り変わっている。

この点、従来の現金主義・官庁会計の場合、的確な損益・資産の把握が行えないため、老朽化等に伴い必要な投資が行われず、住民生活の基盤を維持できない危機的な事態を招くことも想定される。

そこで、法適用(公営企業会計適用)の意義として、まずは以下の点が挙げられる。

○損益情報・ストック情報の把握による適切な経営方針・経営計画の策定

公営企業を継続して経営し、住民生活に必要な不可欠なサービスを持続的に提供していくためには、規模の大小を問わず、

・中長期的な視点による経営計画

(「経営戦略」)の策定

・施設等の更新も含めた建設改良計画の策定

・将来必要な投資経費を含む適正な料金算定

等を行わなければならない。そのためには、

① ストック情報や損益情報などの経営情報を的確に把握するとともに、
② 資産の状況(施設の老朽化等の状況)を把握し、適切に管理することが重要であり、公営企業会計の適用によりそのことが可能となる。

* 「経営戦略」

「経営戦略」とは、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画であり、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号、総財第73号、総財第83号)において、その策定により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを要請している。

そのほか、公営企業会計の意義としては、

○企業間での経営状況の比較

○経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

○住民や議会によるガバナンスの向

政 策

上

○企業会計に精通し経営マインドを持った人材の育成などが挙げられる。

なお、地方公会計制度においても、平成26年4月30日に「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」報告書を取りまとめ、この中で固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところであり、企業会計のノウハウを持った人材の育成・確保は、地方公共団体として、避けて通れない課題と考えられる。

ロードマップの概要

ロードマップ(別紙)の内容について、そのポイントを解説したい。

(集中取組期間)

まず、公営企業会計への移行にあたっては、平成27年度から5年間で集中取組期間として、強力に推進することとしている。

この期間については、施設の老朽化や人口減少の進展を踏まえることができる限り早期に取り組む必要があるが、固定資産台帳の整備、会計システムの改修、条例改正等により、最近の実績では平均で3年程度の期間を要しており、小規模団体等では

職員やノウハウの確保のために更に時間を要することも考えられることを考慮して、設定したものである。

なお、移行期間に関しては、資産の規模や資産情報の整理状況等によって、大きく異なるものであり、検討体制の構築、資産情報の確認など、出来るだけ早期に準備に取り掛かることが必要である。

(重点対象事業)

次に、今回のロードマップにおいては、重点対象事業として、下水道事業及び簡易水道事業を挙げている。これらの事業については、

①資産規模が大きく、企業債等の債務残高も巨額であり、資産の管理の必要性が高まっていること

②施設の老朽化が進み、更新等の必要性が高まりつつあること

③住民生活に不可欠なサービスであり、人口減少下にあっても事業を継続していく必要があることから、早急に公営企業会計への移行を進めることとしたものである。

こうした方針については、いわゆる骨太の方針、「経済財政運営と改革の基本方針2014」(平成26年6月24日閣議決定)においても「現在、公営企業会計を適用していない簡易水道事業、下水道事業等に対して同会計の適用を促進する。」と明記さ

れている。

なお、「下水道事業」については、流域下水道のほか、公共下水道(特定環境保全公共下水道及び特定公共下水道を含む)について、集中取組期間内に移行することとしているが、集落排水及び合併浄化槽についても、会計の設置状況や事務負担等を踏まえて、「できる限り」移行を公共下水道と一体的に進めていくことが望まれる。

一方で、観光施設事業などその他の公営企業についても、個々の団体の実情に応じて、公営企業会計への移行を推進していただきたいと考えている。

(対象規模)

重点対象事業である下水道事業及び簡易水道事業について、

①都道府県及び人口3万人以上の団体に対しては、集中取組期間内(平成32年4月までに適用)に、公営企業会計へ移行すること、

②人口3万人未満の団体に対しては、同事業について、「できる限り」公営企業会計へ移行すること、としている。

これは、本来、上述の公営企業会計適用の意義を踏まえると、規模の大小を問わず取り組むことが望ましいものであるが、対応できる職員が

極めて少数であること、事業規模が小さいことを考慮し、人口3万人未満の団体については「できる限り」移行することとしている。したがって、人口3万人未満の団体にあっても、企業の実情、体制等を踏まえて、公営企業会計の適用に関して積極的に検討していく必要があると考えられる。

(一般会計からの繰入)

公営企業会計に移行した場合、一般会計からの繰入れが制限され、経営が厳しくなるのではないかと懸念の声が聞かれることがある。

この点については、法適用事業、非適用事業のいずれも、経営に要する全ての経費を独立採算で処理する

その人を信じて、
その人に託す。
Meet The Trust Bank

 **三井住友信託銀行**
SUMITOMO MITSUI TRUST BANK

<http://www.smtb.jp>

政 策

という完全な意味での独立採算はとられておらず、本来不採算であり企業ベースに乘らない経費等について一般会計において負担することが認められており、公営企業会計の適用の前後で一般会計からの繰入に関する考え方が変化するものではない。

総務省の取組

総務省としては、今年6月から「地方公営企業法の適用に関する実務研究会」を開催しており、今年度中に、公営企業会計適用に当たっての「マニュアル」を整備する予定である。

また、現行の経営アドバイザー制度の充実に努めるとともに、地方財政措置の検討を進めることとしており、今後、情報提供していく予定である。

なお、総務省では、現在「公営企業会計の適用拡大」とともに、「経営戦略」の策定を推進しているが、この策定にあたっては、公営企業会計を導入することによって、より精緻で分かりやすい経営・財務等に関する情報を把握することが可能となり、よりの確で有効な「経営戦略」を策定することが可能となるものである。

まとめ

公営企業においては、今後厳しい経営環境が続く中、経営状況を的確に把握し企業経営していくことが強く求められており、「公営企業会計」を標準的に必要なツールとして考えて、できるだけ速やかに取組を開始することが望まれるところである。

また、地方公営企業の推進が並行して進められているところであるが、公営企業は料金収入などを得て、企業として経営していく事業であることから、原則として公営企業会計へ移行することが望ましいものである。

一方で、公営企業会計の適用には相当程度の事務量を必要とし、また、専門的知見・ノウハウが蓄積されていることが重要である。

そのため、地方公共団体が公営企業会計の円滑かつ確実な適用を進めるためには、自らの実情に応じて、事務を処理するために必要な予算・人員等を確保することが必要不可欠であり、地方公共団体の長の強いリーダーシップの下、明確な方向性を持つて取り組んでいくことが重要であると考ええる。

平成26年度 第2回「市町村長『行財政特別セミナー』・地域経営塾」開催

市町村アカデミー

市町村アカデミー(市町村職員中央研修所 林 省吾 学長)では、市区町村長の皆様に対象に、平成27年1月8日～9日の日程で、「市町村長『行財政特別セミナー』・地域経営塾」を左記のとおり開催いたします。市区町村が直面している重要課題を取り上げ、実施するものです。

今回は、総務省、内閣官房地域活性化統合事務局との共催により「社会・政治」「経済」「地方創生」「地方財政」の内容で、各分野でご活躍の講師による講演を行います。講師と講演テーマは次のとおり予定しております。

なお、本特別セミナーは、代理として、副市区町村長の皆様のご参加も可能となっております。多くの皆様方のご参加を、心よりお待ちしております。

18:30～

夕食・意見交換会

※研修所内に宿泊(個室、ユニットバス付)

1月9日(金)

9:00～10:30

「地方創生に向けた取組」(仮)

総務省地域力創造審議官

原田 淳志氏

10:45～12:15

「地方財政の展望と課題」(仮)

総務省自治財政局長 佐藤 文俊氏

12:15～12:20 閉講のごときは

※講演の内容等は、一部変更になる場合があります。

参加費…1人10,000円(食費等を含む)

定員…80名

参加希望者は、平成26年11月19日(水)までに、次の方法にてお申し込みください。

※申込締切後のご参加につきましては、左記へお問い合わせください。

申込方法Ⅱ 郵送又はFAXで直接申し込む(参加申込書は、市町村アカデミーホームページからダウンロードできます。)

問合せ・申込み先Ⅱ市町村アカデミー研修部 山下・沼尾

〒261-0025 千葉市美浜区浜田1-1

電話 043-1276-3126

FAX 043-1276-8484

市町村アカデミーのホームページ

<http://www.jamp.gr.jp>

筆者

片岡 リサ氏

道による新たな地域の活力創出

新日本 歩く道 紀行 100選シリーズ

歩いてみたい1000の道

歩く道の応募開始！！

新日本歩く道紀行100選シリーズとは！？

日本全国の美しい歩く道資源を10のテーマに分けて募集し、各テーマ100道ずつ選出します。

歩くからこそ観えてくる観光資源、歩くことで健康になる。そして地域の活力にも役立てることを意図いたしまして「新日本歩く道紀行100選シリーズ」選考事業をスタート致しました。自治体におかれましても、是非ともこの主旨に賛同をお願いすると共に、多くの道をご推薦下さいますようご案内申し上げます。



選考委員会
名誉顧問 石原信雄

《道の選出と主旨》

- I. 地域の誇るべき道を選び、道を歩く旅づくりによる新たな道資源を活用した活力の創出を目指すことを、その主たる目的としています。(地域の経済活力の創出)
- II. 日本の風土・国土の再認識と道の再発見を行い、未来に伝える道の遺産づくりを目指します。
- III. アウトドア スポーツ ウォーキングとしてのツーリズムウォーキングを発展させ、健康づくりと国内外の観光促進を伴った経済の活性化に寄与することを目指します。



◎ 経済効果を伴ったアウトドアツーリズムウォーク！

アウトドアスポーツとしてのウォーキングツーリズム市場は、今後ますます拡大します。「地域の道の旅」は観光のみにとどまらず、地域の歴史・文化・産物など歩くことで観え、歩くことで学ぶなど、より多くの経済効果が期待できます。

◎ 健康活力寿命を延ばす機会の増進！

歩く機能は、人間の健康づくりに役立つことは既に知られています。一步の健康価値を高めることができる「新日本歩く道紀行」に登録いただき、多くの人に健康寿命の遠心を、そして何より地域や人との触れ合いによる思い出づくりという心の健康づくりに貢献していきます。

◎ 道を歩く旅は地域活動をPRします！

ウォーキングポータルサイトによるPR、独自のウォーキングツーリズム企画、自治体との連携によるウォーキングイベント、大手メディアとの連携・協力等により、「新日本歩く道紀行100選」とウォーキングツーリズムをPRします。

－ 応募要項 －

1. 募集テーマ 歴史・文化、自然、産物の三分類の中から右表の道の10テーマに基づき募集します。
2. 応募方法 詳細はホームページをご覧ください
<http://www.michi100sen.jp>
3. 応募期間 2014年10月10日～2015年3月20日(第一期)

<選考委員会>

- 名誉顧問 石原信雄(一般財団法人地方自治研究機構会長)
委員長 下光輝一(公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長)
副委員長 谷口博昭(一般財団法人国土技術研究センター理事長)
選考委員 須田寛(日本商工会議所観光委員会共同委員長)
(東海旅客鉄道株式会社相談役)
- 〃 石田東生(国立大学法人筑波大学大学院教授)
(特定非営利活動法人日本風景街道コミュニティ代表理事)
- 〃 古賀方子(特定非営利活動法人全国街道交流会議専務理事)
- 〃 小栗正光(一般社団法人日本ウォーキング協会会長)
- 〃 多賀道正(リゾートソリューション株式会社代表取締役)
- 〃 小谷野悦光(株式会社日本旅行常務取締役)
- 〃 井上成美(株式会社ジェントロジーススポーツ研究所代表取締役)

<選考アドバイザー>

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課
農林水産省農村振興局整備部
経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課
国土交通省道路局環境安全課道路環境調査室
環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室
国土地理院地理空間情報部
観光庁観光地域振興部
文化庁文化財部

新日本歩く道紀行100選10のテーマ

歴史・文化

- (1)歴史の道
- (2)文化の道
- (3)こころと祭りの道

自然

- (4)絶景の道
- (5)森の道
- (6)水辺の道
- (7)ふるさとの道

物産

- (8)食の道
- (9)港(湊)の町今昔の道
- (10)温泉の道

新日本歩く道紀行100選シリーズ選考委員会事務局

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-9-11 東酒類ビル6F

(株)アクティブウォーク&スポーツ内)

TEL: 03-6206-9101 FAX: 03-6206-8192 (担当: 井上・浅見・渡邊)

<http://www.michi100sen.jp>

情 報

町村週報主要索引

〔平成26年4月～平成26年10月〕
2875号～2897号

〈活動〉

- 自由民主党税制調査会幹部等に対し「法人実効税率のあり方の検討に関する要望」を提出 2879 (2)
- 藤原会長が福島県を訪問―原発災害及び復興状況について県町村会役員らと意見交換― 2879 (3)
- 第31次地方制度調査会が発足―本会からは藤原会長が委員として参画― 2880 (2)
- 「内閣総理大臣と市町村長との懇談会」が開催―藤原会長はじめ本会役員が出席― 2881 (2)
- 「国と地方の協議の場」に藤原会長が出席―「骨太の方針の策定等」「地方分権改革の推進」について協議― 2883 (2)
- 総務大臣・地方六団体合会に藤原会長が出席―骨太方針・地方法人課税改革等について意見交換― 2883 (3)
- 藤原会長が岩手県を訪問―県内沿岸部7町村の復興状況視察及び派遣職員を激励― 2884 (2)
- 平成27年度政府予算編成で要請活動 2885 (2)
- 藤原会長が宮城県を訪問―女川町、南三陸町の復興状況視察及び派遣職員を激励― 2888 (2)
- 「第4回国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議」が開催―本会からは齋藤財政委員会委員が出席― 2890 (2)
- 自由民主党総務部会関係合同会議に藤原会長が出席―平成27年度政府予算関係に

ついて要望―

与党税制協議会・軽減税率ヒアリングに白石会長代行副会長が出席―軽減税率の導入に極めて慎重に検討するよう発言― 2892 (2)

「町村の振興を考える会」が発足

石破地方創生担当大臣、高市総務大臣、及び自由民主党役員（谷垣幹事長、茂木選挙対策委員長）を訪問 2893 (2)

農業・農村政策のあり方についての提言都市・農村共生社会の創造―田園回帰の時代を迎えて―を発表 2893 (3)

「人口減少対策に関する有識者懇談会」を設置 2893 (4)

菅官房長官、高市総務大臣等と面談

地方創生担当大臣と地方六団体との意見交換会に藤原会長が出席 2894 (3)

自由民主党地方創生実行統合本部（第4回会合）に藤原会長が出席 2897 (2)

「国と地方の協議の場」に古口副会長が出席―「地方創生の推進」「平成27年度概算要求等」「地方分権改革の推進」について意見交換を行う 2897 (3)

〈政策〉

町村念頭に「代替執行」制度化―地方自治法改正案を閣議決定―毎日新聞論説委員 人羅 格

地方財政白書に見る地方財政の姿―平成26年版「地方財政の状況」発表― 2876 (2)

鳥獣保護法の一部改正法案について環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室 2877 (2)

農山漁村再生可能エネルギー法について―地域資源を活用して、農山漁村の活力向上を図る― 2878 (2)

地方公共団体における特定個人情報保護評価― 2879 (4)

特定個人情報保護委員会事務局総務課課長補佐 田中 真弓 2879 (4)

「地方公営企業法の適用に関する研究会報告書」について―

総務省 自治財政局 公営企業課 制度係長 森 麻理子 2880 (3)

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）について

内閣府（防災担当） 2881 (4)

中小企業白書（2014年版）でお伝えしたいこと

「あきらめるのはまだ早い！」―中小企業庁 事業環境部 調査室長 早田 豪 2882 (2)

地方公営企業法及び地方公共団体のマネジメント機能の強化に向けて―総務省自治財政局 財務調査課 課長補佐 福田 直 2883 (5)

子ども・子育て支援新制度について厚生労働省 雇用均等・児童家庭局総務課 少子化対策企画室長 竹林 悟史 2884 (4)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）について

総務省 自治行政局公務員部公務員課 理事官 小岩 正貴 2886 (2)

「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」の実現に向けて

―平成25年度食料・農業・農村白書―農林水産省 大臣官房 政策課 情報分析室 2887 (2)

地方活性化重視、前面に「内閣官房」に創

生本部」―骨太方針・新成長戦略― 2888 (3)

持続可能な環境と経済を目指す「グリーン経済」の実現へ―平成26年版環境白書― 2889 (2)

少子化社会対策白書（2014（平成26）年版）でお伝えしたいこと

―地域における少子化対策の強化―

内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）付 参事官（少子化対策担当）

宮本 悦子 2890 (4)

総額は1・0%減の15兆8、724億円

―不交付団体、税収伸び55に増加―2014年度普通交付税大綱― 2891 (4)

地方創生など重点、特別枠4兆円―2年連続で歳出上限を突破―15年度概算要求、拡大続く社会保障費― 2892 (4)

東京五輪を追い風に訪日客2000万人をめざす―2014年版観光白書― 2893 (5)

交付税は5・0%減の16兆円―地方創生へ新たな地財措置検討―2015年度総務省予算概算要求― 2894 (4)

少子化対策と女性の活躍を推進―要求額、過去最大の31・6兆円―2015年度厚生労働省予算概算要求― 2895 (2)

農地集積による農地の大規模化に重点配分

―農山漁村の活性化にも重点―前年度当初比14・1%増―2015年度農林水産省予算概算要求重点施策― 2896 (2)

「公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ」について

総務省自治財政局公営企業課 理事官 藤原 俊之 2897 (7)

〈随想〉

おいしい水と豊かな緑

神奈川県川町村会長 神奈川県中井町長

情 報

日本最南端の町 竹富町 尾上 信一 2875 (10)	基礎自治体の責任と気概 稲本 隆壽 2889 (10)	設 「おかえりなさい」の声が聞こえるまち を目標して 熊本県氷川町 2896 (5)
沖縄県竹富町長 川満 栄長 2876 (12)	三重県孤野町長 石原 正敬 2890 (12)	「調査室レポート」 第7回 「地域おこし協力隊」はいま 取り組みの実態とその評価 瀬戸内町・三島村 2878 (4)
ホンモノの町を目指して 鳥取県智頭町長 寺谷 誠一郎 2877 (11)	心が癒やされる自然豊かな京都府唯一の 「村」 京都府南山城村長 手仲 圓容 2891 (11)	第8回 「A級グルメ立町」を目指して 「食文化の育成を目指した100年計画 の地域づくり」 島根県邑南町 2883 (8)
安心、安全、安定したまちづくり 茨城県利根町長 遠山 務 2878 (10)	子育て支援と健康寿命の延伸をまちづく りの中心に 山形県三川町長 阿部 誠 2892 (11)	第9回 発想を転換！地域ぐるみの学校 教育 宮崎県五ヶ瀬町 2891 (6)
「ひと・まち・自然」輝く 故郷の創造 岐阜県町村会長 岐阜県笠松町長 広江 正明 2879 (12)	「若い皆さんが創る将来」に期待する 長野県小布施町長 市村 良二 2893 (13)	新任都道府県町村会長の略歴 復讐たより 2877、2883、2889、2896 町村Navi 2875、2876、2877、2878、2879、2880、2881、2882、2883、2884、2886、2887、2888、2889、2890、2891、2892、2893、2894、2895、2896、2897 平成二十六年度市町村長及び市町村議会の概要報告 総務大臣表彰式挙行される 2896 平成二十五年 公有物件災害共済事業の概要報告 一般財団法人 全国自治協会 2887 (5)
小さな島のまちづくり 長崎県小値賀町長 西 浩三 2880 (11)	限界集落の挑戦 熊本県多良木町長 松本 照彦 2894 (12)	町村Navi 2875、2876、2877、2878、2879、2880、2881、2882、2883、2884、2886、2887、2888、2889、2890、2891、2892、2893、2894、2895、2896、2897 平成二十六年度市町村長及び市町村議会の概要報告 総務大臣表彰式挙行される 2896 平成二十五年 公有物件災害共済事業の概要報告 一般財団法人 全国自治協会 2887 (5)
健康で子育てしやすいまちを目指して 広島県海田町長 山岡 寛次 2881 (12)	町制六十周年を新たな出発に 滋賀県竜王町長 竹山 秀雄 2895 (10)	「美しい 楽しい 美味しい」まちづくり 北海道美瑛町長 浜田 哲 2896 (12)
まんのうの風に乗って 香川県町村会長 香川県まんのう町長 栗田 隆義 2882 (11)	「美しい 楽しい 美味しい」まちづくり 北海道美瑛町長 浜田 哲 2896 (12)	太良町の森づくり 佐賀県太良町長 岩島 正昭 2897 (15)
「世界遺産にふさわしい、質の高い心の町」を目指して 山梨県町村会長 山梨県富士河口湖町長 渡邊 凱保 2883 (15)	「美しい 楽しい 美味しい」まちづくり 北海道美瑛町長 浜田 哲 2896 (12)	「フォーラム」 若手職員による提案で住み続けたいと思えるまちに 「田舎にぞつ婚!!かわじまコン」 山梨県川島町 2875 (4)
街路樹の功罪 埼玉県松伏町長 会田 重雄 2884 (12)	「美しい 楽しい 美味しい」まちづくり 北海道美瑛町長 浜田 哲 2896 (12)	再生可能エネルギーの導入と利活用 自家用水力発電への取り組み 「小又川発電所」 奈良県下北山村 2876 (5)
人材の流出と流入 島根県津和野町長 下森 博之 2886 (10)	「美しい 楽しい 美味しい」まちづくり 北海道美瑛町長 浜田 哲 2896 (12)	「やさしい観光地づくり推進事業」 「ICTを活用した観光振興へ」 沖縄県南風原町 2877 (5)
「三ツ星のふるさと」を目指して 千葉県鋸南町長 白石 治和 2887 (10)	「美しい 楽しい 美味しい」まちづくり 北海道美瑛町長 浜田 哲 2896 (12)	道路空間を活用した津波避難タワーの建
「だれもがだいすきな水守の郷 しちか」 宮城県七ヶ宿町長 梅津 輝雄 2888 (12)	「美しい 楽しい 美味しい」まちづくり 北海道美瑛町長 浜田 哲 2896 (12)	「かてり」の精神で取り組む、観光の むらづくり 何度でも訪れてみたい観光地づくりへの挑戦 宮崎県椎葉村 2895 (5)
修学旅行事始め 愛媛県内子町長	「美しい 楽しい 美味しい」まちづくり 北海道美瑛町長 浜田 哲 2896 (12)	「かてり」の精神で取り組む、観光の むらづくり 何度でも訪れてみたい観光地づくりへの挑戦 宮崎県椎葉村 2895 (5)

随 想

随 想

太良町の森づくり

佐賀県太良町長 岩島 正昭



【月の引力が見えるまち】

太良町は、佐賀県の西南端に位置し、東は干潟日本一で干満の差6mにも及ぶ有明海に面し、西南は長崎県との県境に接する地域で、北西に多良岳山系の県下最高峰の経ヶ岳を望み、山の幸、海の幸の豊かな産物に恵まれた町です。

町の総面積は7,421ha、森林面積は4,152haあり、そのうち1,542haが町有林となっています。

肥前風土記によれば、景行天皇行幸のおり当町を「覧」になって、海産物に富み、土地肥沃で食糧が豊かであることから、「豊足(たらい)ノ村」と名付けられたと伝えられています。

当町は、元々旧諫早藩に属していましたが、明治22年町村制施行にあたり多良村、大浦村、七浦村となり、多良村は昭和28年4月町制をしいて多良町となりました。

その後、昭和30年2月11日に旧多良町と大浦村が合併して太良町となり同年3月に七浦村の一部を編入し、現在に至っています。

【森林公有化の取り組み】

太良町は昭和37年の大水害、昭和41年の大かんばつ等、度重なる災害に見舞われてきました。

歴代町長はそれらの災害に学び、町民の安全、安心な生活を守るために水資源確保や治山治水施策を重要視され、国県の支援を受けながら森林整備を進めてこられました。

近年、水不足や洪水等の大きな災害が発生していないのは先人の努力の賜物であります。

当町においては、私たちにとって貴重な森林を公有化し大切に管理していく事業に取り組んでまいりました。

平成5年から平成15年にかけて民有林を約410ha取得し、平成20年には県の環境税による補助事業にて民有林約350haを取得しました。これは、資産としての山林取得という目的だけではありません。

森林の木々は、根を深く張ることで土石を押さえるとともに、枝葉・落ち葉・下草により保水して急激な水の流出を抑え、土石流や洪水などの発生を防止しています。

また、森林に降った雨は、すぐに森林から流れ出ることはなく幹をつたわり、土壌に浸透し濾過されることにより、おいしい水を創っています。

さらに、森林は、心身を休養するレクリエーション・教育の場、優れた景観などを提供してくれます。このような森林が持つ多面的な機能に着目して、森林の取得にいたったところであります。

特に、飲料水の水源をすべて地下水に頼っている太良町にとっては貴重な財産となりました。

【多良岳2000年の森づくり】

日本の森林は、杉・檜等の針葉樹を主林木に造成されています。太良町においても同様で、現在人工林率は70%以上を占めていますが、その中で標準的な伐期令を40~50年位に定め、循環的に林業経営を行っているところなのです。

しかしながら、林業は長い年月を要する特異的な産業であるにもかかわらず、杉・檜の自然的生存可能樹齢から見れば、人間に例えて幼少期の年齢で伐採を行っているにすぎないと思われれます。

全国的に見てみると、秋田の天然杉や屋久島の屋久杉などの天然林は別として、人工林で100年・200年を超す林地はほとんど無く、有名な神社・仏閣等周辺にある、わずかな林(鎮守の森)がみられる程度です。

当太良町におきましても、県内屈指の人工林が造成されていますが、樹齢が100年を超えるような林地

は皆無であります。

そのような中、恵まれた地形地質をもった多良岳山系を活用し、人工林で2000年の森林が造成できないかと考えたところ、太良町で組織的に管理してきた広大な町有林と、経験豊富な知識を持つ森林組合の協力のもとに、国内であり例のない人工林による「多良岳2000年の森づくり」事業を計画いたしました。

この事業は、多良岳のモデル地区において200年生の杉・檜を造り上げていく事業であります。

この森林は、現代林業で主流になっている、80年の長伐期施業に対する指針として、知識や技術の取得に大変参考になっていくものと思われれます。

また、2000年の森が太良町のシンボリックな名所となり、訪れる方々に癒しの場を提供できるよう、観光事業とのコラボレーションを進めることによって、当町の財産として重要な役割を担えるよう大いに期待しています。

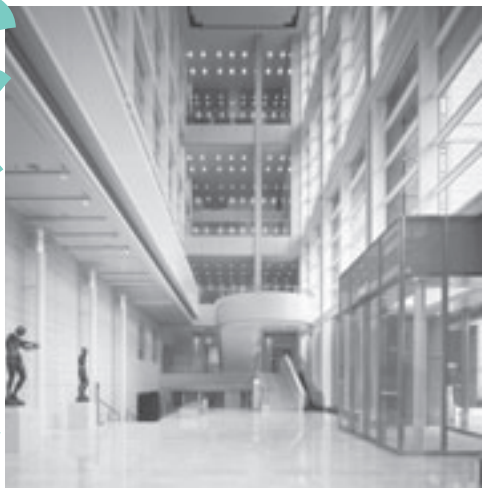
最後に、材価の低迷や、担い手不足による森林の荒廃など、林業にあまり良くないニュースを耳にすることが多い昨今ではありますが、先人達が育んできた豊かな森林を後世に引き継ぎ、今後も適切な森林整備や保全に努めるとともに、国及び県の治山事業を活用しながら、「安全・安心な町づくり」のための減災対策やその他さまざまな事業を実施し、当地域における林業がさらに発展することを目指し取り組んでいく次第です。

TIME of RELAXING

「ゆとり」と「やすらぎ」のひとつとき

静かさと心地よさに配慮し、室内インテリア全体を落ち着いた雰囲気にとり、ゆったりとしたやすらぎのひとつときをお届けいたします。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

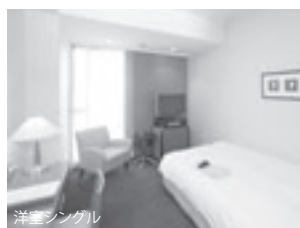


土・日・祝日は リーズナブルに

土・日・祝日のご宿泊は、
平日料金の **20%OFF**

金曜日のご宿泊は、
平日料金の **15%OFF**

和室もございますのでお問い合わせ下さい。
禁煙ルームをご用意しております。



シングル 119 室
平日料金 10,100 円より

SINGLE
ROOM

金曜日料金
15% OFF
8,600 円より

土・日・祝日料金
20% OFF
8,100 円より

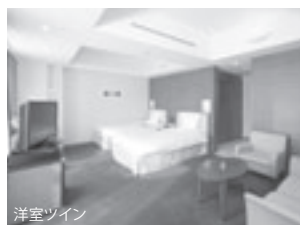


ダブル 12 室
平日料金 13,700 円
〈2 名利用〉※1 名利用の場合 11,400 円

DOUBLE
ROOM

金曜日料金
15% OFF
11,600 円
※1 名利用の場合 9,600 円

土・日・祝日料金
20% OFF
10,900 円
※1 名利用の場合 9,000 円



ツイン 17 室
平日料金 19,000 円より
〈2 名利用〉

TWIN
ROOM

金曜日料金
15% OFF
16,200 円より

土・日・祝日料金
20% OFF
15,200 円より



会議室・宴会場

2 階には広さと設備が多様な、大小 4 つのホール、会議室。高い機能性を持ち、さまざまな演出が可能です。会議・研修、パーティーなどに幅広くご利用いただけます。



カジュアルレストラン「ベルラン」

ランチタイム 11:00 ~ 14:00
ティータイム 14:00 ~ 17:00
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



和食処「さいかち」

ランチタイム 11:30 ~ 14:30
(14:00 ラストオーダー)
ディナータイム 17:00 ~ 22:00
(21:30 ラストオーダー)



全国町村会館

市町村職員共済組合等の宿泊助成券がご利用いただけます。

お電話でのご予約・お問い合わせは

TEL 03(3581)0471

FAX 03(3581)0220

〒100-0014 東京都千代田区永田町 1 丁目 11 番 35 号

ご宿泊の予約が、全国町村会館の WEB からお申し込みいただけます。

<http://www.zck.or.jp/kaikan/index.html>

全国町村会館へのアクセスガイド

- 有楽町線・半蔵門線・南北線「永田町」3 番出口徒歩 1 分
- 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩 5 分
- タクシー東京駅から約 20 分

